

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2008-253472

(P2008-253472A)

(43) 公開日 平成20年10月23日(2008.10.23)

(51) Int. Cl.		F I			テーマコード (参考)	
A 6 1 B	1/00	(2006.01)	A 6 1 B	1/00	3 0 0 B	4 C 0 6 1
A 6 1 B	19/02	(2006.01)	A 6 1 B	19/02	5 0 5	4 C 0 8 1
A 6 1 L	31/00	(2006.01)	A 6 1 L	31/00	Z	

審査請求 未請求 請求項の数 8 O L (全 11 頁)

(21) 出願番号	特願2007-98117 (P2007-98117)	(71) 出願人	000113263
(22) 出願日	平成19年4月4日 (2007.4.4)		H O Y A 株式会社
			東京都新宿区中落合2丁目7番5号
		(74) 代理人	100090169
			弁理士 松浦 孝
		(74) 代理人	100124497
			弁理士 小倉 洋樹
		(74) 代理人	100127306
			弁理士 野中 剛
		(74) 代理人	100129746
			弁理士 虎山 滋郎
		(74) 代理人	100132045
			弁理士 坪内 伸

最終頁に続く

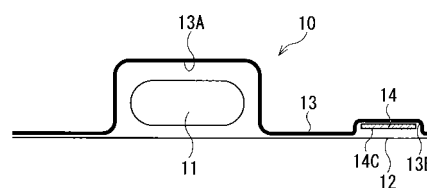
(54) 【発明の名称】 収納体

(57) 【要約】

【課題】 カプセル内視鏡に関する固有情報を、カルテ等の被転写媒体に間違えることなく表示することができる。

【解決手段】 収納体10は、基部12と、収納カバー13と、転写手段としての浸透印14とを備える。収納カバー13に第1及び第2の凹部13A、13Bを設ける。第1の凹部13Aの内部にカプセル内視鏡11を収納する。第2の凹部13Bの内部に浸透印14を設ける。浸透印14は、所定の文字及びバーコードの形状を有する印面14Cを有する。所定の文字及びバーコードは、カプセル内視鏡11の固有情報を表す。収納カバー13を基部12から剥離し、浸透印14の印面14Cを外部に露出させる。カルテや管理台帳等の被転写媒体に、印面14Cを接触させ、所定の文字及びバーコードを被転写媒体に転写させる。

【選択図】 図2



【特許請求の範囲】

【請求項 1】

内容物を内部に収納し、かつ前記内容物に関する所定の固有情報を被転写媒体に接触転写する転写手段が取り付けられることを特徴とする収納体。

【請求項 2】

前記転写手段は、浸透印、スクリーン印刷手段、又は所定の形状を呈するパンチであることを特徴とする請求項 1 に記載の収納体。

【請求項 3】

前記転写手段は浸透印であって、前記インクを保持するインク保持手段と、前記インク保持手段にインクを補充するためのインク補充口とを有することを特徴とする請求項 1 に記載の収納体。

10

【請求項 4】

前記転写手段が、着脱自在に取り付けられることを特徴とする請求項 1 に記載の収納体。

【請求項 5】

前記転写手段が、連結部材を介して着脱自在に取り付けられ、
前記連結部材が、前記収納体に取り付けられる主接続部材と、前記転写手段に取り付けられる副接続部材とを備え、
前記主接続部材及び前記副接続部材が接続することによって、前記転写手段が前記収納体に連結して取り付けられることを特徴とする請求項 1 に記載の収納体。

20

【請求項 6】

前記収容体は、前記内容物と転写手段それぞれ独立して収容する凹部が形成された収容部と、前記凹部の開口部分を閉塞するフィルム部材とから構成され、前記フィルム部材は少なくとも前記転写手段を収納する凹部を閉塞する部分が剥離可能となっていることを特徴とする請求項 1 に記載の収納体。

【請求項 7】

前記転写手段は前記収納体の端部周辺に配置されていることを特徴とする請求項 1 に記載の収納体。

【請求項 8】

第 1 の内容物を内部に収納し、かつ前記第 1 の内容物に関する第 1 の固有情報を被転写媒体に接触転写する第 1 の転写手段が取り付け可能な第 1 の収納体と、

30

第 1 の内容物とは異なる第 2 の内容物を内部に収納し、かつ前記第 2 の内容物に関する第 2 の固有情報を被転写媒体に接触転写する第 2 の転写手段が取り付け可能な第 2 の収納体と、

前記第 1 の収納体に取り付けられる第 1 の主接続部材と、前記第 1 の転写手段に取り付けられる第 1 の副接続部材とを有し、前記第 1 の主及び副接続部材を接続することにより、前記第 1 の転写手段を前記第 1 の収納体に取り付けさせる第 1 の連結部材と、

前記第 2 の収納体に取り付けられる第 2 の主接続部材と、前記第 2 の転写手段に取り付けられる第 2 の副接続部材とを有し、前記第 2 の主及び副接続部材を接続することにより、前記第 2 の転写手段を前記第 2 の収納体に取り付けさせる第 2 の連結部材とを備え、

40

前記第 1 の主接続部材は前記第 2 の副接続部材に接続できないと共に、前記第 2 の主接続部材は前記第 1 の副接続部材に接続できないことを特徴とする収納体群。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

カプセル内視鏡等の医療機器やその他の内容物を内部に収納して保管するための収納体に関する。

【背景技術】

【0002】

近年、胃腸等の体内を撮影するための内視鏡として、飲み込み型のカプセル内視鏡が開

50

発されつつある。カプセル内視鏡は、使用前においては、衛生面の観点から収納ケース等に保管されており、使用する直前に収納ケースから取り出され、患者等の被検査者に嚥下される（例えば、特許文献1参考）。

【0003】

嚥下された内視鏡は、体内の画像を体外に映像信号として無線送信し、その送信された映像信号は、体外の受信装置で受信され、ハードディスクなどの記録装置に記録される。記録装置に記録された映像信号は、検査終了後医師等によって観察される。

【0004】

カプセル内視鏡から送信される映像信号には、カプセル内視鏡の製造番号等が埋め込まれている。埋め込まれた製造番号は、例えば、映像信号と共に画面上に表示され、これにより医師等は、その映像信号がいずれのカプセル内視鏡で得られたものであるかを特定することが可能になる。

【特許文献1】特表2003-523795号公報

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【0005】

しかし、大量のカプセル内視鏡を用いて多くの被検査者を検査するような場合、被検査者がどのカプセル内視鏡を嚥下したかを特定するのが困難になる場合があるので、カプセル内視鏡から得られた映像信号を、違う被検査者のものと取り違えるおそれがある。

【0006】

また近年、患者が嚥下したカプセル内視鏡の情報は、管理・検索の利便性からコンピュータなどに電子的に記録されること（データベース化）が切望される。しかし、カプセル内視鏡を使用するときに、必ずしもその場にコンピュータがあり、かつ操作可能な人員がいるとは限らず、上記情報を使用後直ちにデータベース化することが難しいことがある。

【0007】

そこで、本発明は上記問題点に鑑みてなされたものであり、例えばカプセル内視鏡等の医療機器を患者と一意的に結びつけることが可能な収納装置を提供することを目的とする。

【課題を解決するための手段】

【0008】

本発明に係る収納体は、内容物を内部に収納し、かつ内容物に関する所定の固有情報を被転写媒体に接触転写する転写手段が取り付けられることを特徴とする。

【0009】

転写手段は、例えば、浸透印、スクリーン印刷手段、又は所定の形状を呈するパンチである。転写手段が浸透印である場合、インクを保持するインク保持手段と、インク保持手段にインクを補充するためのインク補充口とを有することが好ましい。

【0010】

転写手段が、収納体に着脱自在に取り付けられても良く、例えば連結部材を介して着脱自在に取り付けられる。例えば、連結部材が、収納体に取り付けられる主接続部材と、転写手段に取り付けられる副接続部材とを備える場合、主接続部材及び副接続部材が接続することによって、転写手段が収納体に連結して取り付けられる。

【0011】

収容体は、内容物と転写手段それぞれ独立して収容する凹部が形成された収容部と、凹部の開口部分を閉塞するフィルム部材とから構成され、フィルム部材は少なくとも転写手段を収納する凹部を閉塞する部分が剥離可能となっていることが好ましい。また、転写手段は収納体の端部周辺に配置されていることが好ましい。

【0012】

本発明に係る収納体群は、第1の内容物を内部に収納し、かつ第1の内容物に関する第1の固有情報を被転写媒体に接触転写する第1の転写手段が取り付け可能な第1の収納体と、第1の内容物とは異なる第2の内容物を内部に収納し、かつ第2の内容物に関する第

10

20

30

40

50

2の固有情報を被転写媒体に接触転写する第2の転写手段が取り付け可能な第2の収納体とを備え、さらに、第1の収納体に取り付けられる第1の主接続部材と、第1の転写手段に取り付けられる第1の副接続部材とを有し、第1の主及び副接続部材を接続することにより、第1の転写手段を第1の収納体に取り付けさせる第1の連結部材と、第2の収納体に取り付けられる第2の主接続部材と、第2の転写手段に取り付けられる第2の副接続部材とを有し、第2の主及び副接続部材を接続することにより、第2の転写手段を第2の収納体に取り付けさせる第2の連結部材とが設けられる。そして、本発明に係る収納体群は、第1の主接続部材が第2の副接続部材に接続できないと共に、第2の主接続部材が第1の副接続部材に接続できないことを特徴とする。

【発明の効果】

10

【0013】

本発明によれば、カプセル内視鏡等の内容物に関する固有情報をカルテ等の被転写媒体に正確に転写することができるので、カプセル内視鏡等の内容物と患者等とを間違えることなく一意的に結びつけることができる。

【発明を実施するための最良の形態】

【0014】

以下本発明について図面を用いて説明する。

図1、2は、本発明に第1の実施形態に係る収納体を示すための図である。収納体10は、カプセル内視鏡11を内部に収納するための収納体であって、基部12及び収納カバー13で構成され、転写手段としての浸透印14を備える。収納カバー13は、例えばカプセル内視鏡11を保護するために、比較的硬質なプラスチック等で構成され、上方に向けて相対的に大きく凹む第1の凹部13Aと、相対的に小さく凹み、収納体の左端部近傍に設けられた第2の凹部13Bとを備える。基部12は例えばプラスチックやアルミ箔、紙等のフィルム部材で構成されており、第1凹部13A及び第2凹部13Bの開口部分を閉塞するように、収納カバー13に剥離可能に接着されている。

20

【0015】

第1及び第2の凹部13A、13Bの内部は、収納カバー13下面に貼付された基部12によって密閉され、その密閉された第1の凹部13A内部にカプセル内視鏡11が収納される。また、第2の凹部13Bの内部には、浸透印14が設けられる。浸透印14は、例えばゴム、樹脂等の弾性多孔質体から成り、その下面が印面14Cとして形成される。弾性多孔質体には所定量のインクが含浸・保持されている。浸透印14は密閉された第2の凹部13B内部に配置されるので、浸透印14に保持されたインクは揮発するのが防止される。

30

【0016】

印面14Cには凹凸が形成され、その凸部は所定の文字14D及びバーコード14Eに沿った形状を呈する。所定の文字及びバーコード14D、14Eは、内容物（カプセル内視鏡11）に関する固有情報、すなわちカプセル内視鏡11を識別するための製造番号等の識別情報に関するものである。

【0017】

カプセル内視鏡11が収納カバー13から取り出されて使用されるとき、収納カバー13が基部12から剥離され、又は基部12が収納カバー13から剥離され、浸透印14の印面14Cも外部に露出される。この状態で、収納カバー13の下側にカルテや管理台帳等の被転写媒体が配置され、第2の凹部13Bが上方から押されると、印面14Cの凸部が被転写媒体に接触する。この接触により、上述したカプセル内視鏡11の製造番号を示すための所定の文字及びバーコードがインクによって被転写媒体に転写される。

40

【0018】

以上のように、本実施形態では、被験者が嚥下したカプセル内視鏡11の製造番号がカルテや管理台帳上に容易に転写することができるので、被検査者がどのカプセル内視鏡11を嚥下したのかを取り違えることなく把握できる。したがって、カプセル内視鏡11から得られた映像信号等の検査データが、他の被検査者のものと取り違えられることが防止

50

される。

【0019】

また、転写された文字列は、手書き文字に比して、例えばOCRなど公知の方法によって、コンピュータに取り込みやすい。また、上述したように、転写内容にバーコードを含ませることで、さらに確実にコンピュータへの取り込みが可能となる。そのため、内容物を使用するときに、近くにコンピュータがなくても、後で确实・迅速にデータベース化できる。

【0020】

また、第2の凹部13Bおよび浸透印14は、収納体10の端部周辺に設けられているので、カルテや管理台帳等の被転写媒体に転写する際に、収容体10が邪魔にならず、転写位置合わせ等が容易に行える。

10

【0021】

図3は、第2の実施形態に係る収納体を示す斜視図である。

図3に示すように、本実施形態の収納体は、一面が開口された箱状の収納ケース21から構成され、その収納ケース21の開口面21Aを閉じるための蓋部22を備える。収納ケース21の内部には、鉗子、スネア等の内視鏡処置具等の繰り返し使用可能な医療機器が収納される。蓋部22は収納ケースに開閉自在に取り付けられている。蓋部22は、その裏面22Bによって収納ケース21の開口面21Aを覆うことにより、収納ケース21の内部を密閉させる。

【0022】

20

蓋部22には所定の空間（不図示）が形成され、その空間には浸透印24が設けられている。浸透印24は、含浸されたインクを保持する弾性多孔質体から成り、その印面24Cが蓋部22の裏面22Bにおいて露出している。印面24Cには、第1の実施形態と同様に、内容物に関する固有情報を表すための文字、バーコードに沿った形状を有する凸部が形成される。蓋部22の裏面22Bには上記空間に連通したインク補充口25が設けられており、浸透印24のインクが無くなった場合、インク補充口25から弾性多孔質体にインクを補充することが可能である。

【0023】

蓋部22が閉じられると、浸透印24の印面24Cは収納ケース21内部の密閉空間に配置され、浸透印24のインクの揮発が防止される。一方、蓋部22が開けられると、浸透印24の印面24Cが外部に露出される。蓋部22が開放した状態で、浸透印24の印面24Cが被転写媒体に押しつけられ、或いは被転写媒体が蓋部22の裏面22Bに押えつけられると、印面24Cが被転写媒体に接触され、内容物に関する固有情報が、インクによって被転写媒体に転写される。なお、本実施形態において、内容物に関する固有情報は、品番、商品名、製造番号等であって、上記固有情報がカルテ等に転写されることにより、例えば、医師等がいずれの医療機器を用いて治療が行われたかを確認することができる。

30

【0024】

図4は、本発明の第3の実施形態を示す。第3の実施形態において、収納体は第2の実施形態と同様に、内部に医療機器が収納される収納ケース31で構成されると共に、浸透印34が収納ケース31とは別体に設けられる。浸透印34は、連結部材37が取り付けられており、その連結部材37を介して収納ケース31に着脱自在に連結されて取り付けられる。連結部材37は例えば紐やワイヤ等の紐状部材で構成され、例えば収納ケース31にくくりつけることにより、収納ケース31に連結される。

40

【0025】

浸透印34は、浸透印ケース36の内部に、含浸されたインクを保持する弾性多孔質体が収納されて構成され、浸透印34の印面34Cは浸透印ケース36の開口面36Aにおいて露出している。浸透印ケース36には、インク補充口35が設けられ、弾性多孔質体にはインク補充口35を介してインクを補充することが可能である。なお、浸透印34が使用されないときは、開口面36Aは不図示の蓋等によって覆われており、弾性多孔質体

50

からインクが揮発するのが防止される。以上のように本実施形態においては、浸透印が収納ケースに着脱自在に取り付けられるので、浸透印は他の収納ケースにも取り付けることができる。

【0026】

なお、上記連結部材は例えば、ワイヤ又は鎖と南京錠を組み合わせることにより、特定の者以外が浸透印を着脱できないようにしても良い。このような構成によれば、浸透印が誤った収納ケースに連結されるのが防止され、浸透印によって転写される固有情報が誤った情報になることが防止される。

【0027】

図5は本発明の第4の実施形態を示すための模式図である。本実施形態は、異なる種類の内容物（第1及び第2の内容物）それぞれを収納するための第1及び第2の収納ケース31A、31Bがある場合についての例である。以下、第4の実施形態について、第3の実施形態との相違点を説明する。

【0028】

本実施形態においては、浸透印としても、第1及び第2の浸透印34A、34Bが設けられ、第1の浸透印34Aは、第1の内容物に関する固有情報を表す文字、バーコードの形状に沿った凸部を有する印面が設けられ、第1の浸透印34Aは上記文字、バーコードを転写することが可能である。第2の浸透印34Bも同様に、第2の内容物に関する固有情報を転写することが可能である。

【0029】

第1の収納ケース31A及び第1の浸透印34Aを連結するための第1の連結部材37Aは、第1の収納ケース31A及び第1の浸透印34Aそれぞれにワイヤ等の紐状部材38を介して取り付けられた第1の主接続部材40A及び第1の副接続部材41Aで構成される。

【0030】

第1の主及び副接続部材40A、41Aそれぞれには凹凸が形成される。第1の主接続部材40Aの凹凸は、第1の副接続部材41Aの凹凸に嵌合可能なように、その凹凸に対応した形状を有する。また、第1の主接続部材40Aには鍵穴42が設けられている。第1の主接続部材40Aが第1の副接続部材41Aに嵌合されて接続されると共に、鍵穴42に差し込まれた鍵によって、第1の主及び副接続部材40A、41Aが嵌合状態で固定され、第1の浸透印34Aが第1の収納ケース31Aに連結される。なお、鍵穴42は第1の副接続部材41Aに設けられてもよく、さらには、鍵穴42の代わりに番号ロック等が設けられ、それにより固定されても良い。

【0031】

第2の収納ケース31B及び第2の浸透印34Bを連結するための第2の連結部材37Bは、第1の連結部材37Aと同様に、第2の収納ケース31B及び第2の浸透印34Bそれぞれに取り付けられる第2の主及び副接続部材40B、41Bを備える。第2の主接続部材40Bの凹凸は、第2の副接続部材41Bの凹凸に嵌合可能なように、その凹凸に対応した形状を有する共に、第2の主接続部材40Bにも、第2の主及び副接続部材40B、41Bを嵌合状態で固定するための鍵穴42が設けられる。

【0032】

ここで、第1及び第2の主接続部材40A、40Bは、それぞれ異なる凹凸を有し、第1及び第2の副接続部材41A、41Bそれぞれも異なる形状の凹凸を有するため、第1の副接続部材41Aは、第2の主接続部材40Bに嵌合して接続することができない。同様に、第2の副接続部材41Bは、第1の主接続部材40Aに嵌合して接続することができない。

【0033】

すなわち、第1の浸透印34Aは、その印面が示す固有情報に対応する第1の内容物を収納するための第1の収納ケース31Aに連結可能であるが、その他の種類の内容物を収納するための収納ケースには連結できない。第2の浸透印34Bも同様に第2の収納ケー

10

20

30

40

50

ス 3 1 B に連結可能であるが、その他の収納ケースには連結できない。したがって、本実施形態では、浸透印それぞれが、その印面が示す固有情報に対応しない内容物を収納するための収納ケースに連結されるのが防止される。

【0034】

また、本実施形態では、第 1 の内容物を収納するための第 1 の収納ケース 3 1 A が複数ある場合、それら第 1 の収納ケース 3 1 A それぞれに取り付けられる第 1 の主接続部材 4 0 A の凹凸形状は全て同一に形成される。これにより、第 1 の浸透印 3 4 A は、いずれの第 1 の収納ケース 3 1 A にも連結可能になるので、使用者の都合によって適宜連結される収納ケースが変更できる。第 1 の浸透印 3 4 A が複数設けられる場合も、第 1 の副接続部材 4 1 A の凹凸形状は全て同一に形成される。勿論、第 2 の浸透印 3 4 B 及び第 2 の収納ケース 3 1 B が複数設けられる場合も同様である。

10

【0035】

図 6 は、本発明に係る第 5 の実施形態について説明する。本実施形態は、内容物を収納するための収納体がカプセルや錠剤等の薬剤を収納するための P T P シートである場合の例である。

【0036】

P T P シート 5 0 は、第 1 の実施形態の収容体と同様に、基部 5 2 及び収納カバー 5 3 で構成される。収納カバー 5 3 は、薬剤（内容物）5 8 が収納される複数の第 1 の凹部 5 3 A と、浸透印 5 4 が内部に収納される 1 つの第 2 の凹部 5 3 B とが設けられ、第 2 の凹部 5 3 B は P T P シート 5 0 の上端部近傍に設けられる。浸透印 5 4 は、印面が収納カバー 5 3 の裏面側に向くように配置される。

20

【0037】

基部 5 2 はアルミシートなどのフィルム部材であって、第 2 の凹部 5 3 B が設けられた収納カバー 5 3 の上側部分の裏面に接着される剥離部 5 2 A（図 6 の斜線部分）と、上側部分以外の収納カバーの裏面に接着される非剥離部 5 2 B とで構成される。剥離部 5 2 A は、第 2 の凹部 5 3 B の開口部分を閉塞するように、収納カバー 5 3 の裏面に剥離可能に接着されている。本実施形態で使われる接着剤は、何度も剥がしたり貼ったり出来るタイプのものである。また、非剥離部 5 2 B は、第 1 の凹部 5 3 A の開口部分を閉塞するように接着されるが、収納カバー 5 3 の裏面から剥離することができない。

【0038】

剥離部 5 2 A は、その一部が収納カバー 5 3 の上端からはみ出しており、把持部 5 9 として形成される。浸透印 5 4 による転写作業を行わない場合には、第 2 の凹部 5 3 B の開口部、すなわち、浸透印 5 4 の印面を剥離部 5 2 A で覆い、把持部 5 9 を収納カバー 5 3 の表面側に折り込むことで、浸透印 5 4 の印面の保護およびインクの蒸発防止が可能となっている。剥離部 5 2 A は、把持部 5 9 を起点に収納カバーから剥離され、浸透印 5 4 の印面が収納カバー 5 3 の裏面側に露出される。浸透印 5 4 は、第 1 の文字 5 4 D、バーコード 5 4 E、及び第 2 の文字 5 4 F の形状に沿った凸部が印面に設けられる。第 1 の文字 5 4 D 及びバーコード 5 4 E は、薬剤の固有情報を表し、薬剤の種類、薬剤の有効成分量、薬剤のロット番号等を表す。第 2 の文字 5 4 F は、使用時にならないと確定しない情報（例えば、投薬日）の記載を使用者に促すために、空欄が設けられた文字列である。

30

40

【0039】

P T P シート 5 0 の裏面に対向するように、カルテ等の被転写媒体が配置されると共に、浸透印 5 4 が P T P シート 5 0 の側から押され、又は被転写媒体が浸透印 5 4 の印面に押し付けられることにより、浸透印 5 4 の印面が被転写媒体に接触する。この接触により、上述した固有情報等が被転写媒体に転写されるので、医師等の使用者は、薬剤の種類やロット番号等を確認せずに、カルテ等の被転写媒体に、どのような薬剤を患者に投与したかを正確かつ詳細に記すことができる。また、本実施形態では、使用時にならないと確定しない情報（例えば使用日）を使用者が筆記具で書き込める余地も提供している。なお、薬剤 5 8 は、非剥離部 5 3 B が破られて取り出される。

【0040】

50

なお、第 1 乃至第 5 の実施形態において、内容物の例として、カプセル内視鏡、内視鏡処置具、薬剤の医療機器又は医薬品を示したが、その他の収納を必要とする一般機器、部品、材料、食品等であっても本発明の内容物として適用することが可能である。

【0041】

また、第 1 乃至第 5 の実施形態において、内容物の固有情報は、文字及びバーコードで表されたが、例えば図、記号等で表されても良い。また、内容物の固有情報としては、内容物を特定するための固有情報であれば、特に限定されず、商品名、ロット番号、製造番号、製造ライン番号、製造日等の生産者が提供する情報であっても良いし、例えば各内容物に連番で付される管理番号等の使用者が独自で定める情報であっても良い。

【0042】

さらに、転写手段としては浸透印の例を示したが、例えばスクリーン印刷等を行うことが可能なスクリーン印刷手段でも良い。また、文字、記号等に沿った所定の形状を呈するパンチが設けられ、そのパンチによって被転写媒体が穿孔されることによって、被転写媒体に上記文字、記号等が転写されても良い。また、浸透印やスクリーン印刷で使用されるインクは、人間に視認可能なものでも良いが、視認できずにバーコードリーダー等の光学読取装置等によって読取可能なものであっても良い。

【0043】

また、収納部材の例としては、上述した収納カバーと基部との組み合わせ、収納ケース、PTPシート等に限らず、その他の袋、ケース等であっても良い。また、浸透印は弾性多孔質体にインクを保持させる構成を示したが、浸透印には弾性多孔質体とは別体にインクを貯蔵するためのインク溜り部が設けられても良い。

【図面の簡単な説明】

【0044】

【図 1】第 1 の実施形態に係る収納体を上方から見た平面図である。

【図 2】第 1 の実施形態に係る収納体を示す断面図である。

【図 3】第 2 の実施形態に係る収納体を示す斜視図である。

【図 4】第 3 の実施形態に係る収納体を示す斜視図である。

【図 5】第 4 の実施形態に係る収納体群を示す模式図である。

【図 6】第 5 の実施形態に係る収納体を上方から見た平面図である。

【符号の説明】

【0045】

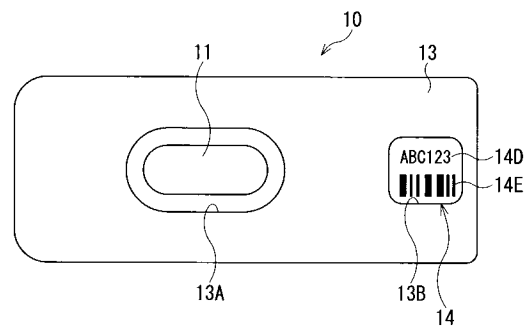
- 1 1 カプセル内視鏡
- 1 2 基部
- 1 3 収納カバー
- 1 4、2 4、3 4、3 4 A、3 4 B、5 4 浸透印
- 2 1、3 1、3 1 A、3 1 B 収納ケース（収納体）
- 3 7 A、3 7 B 第 1 及び第 2 の連結部材
- 5 0 PTPシート（収納体）

10

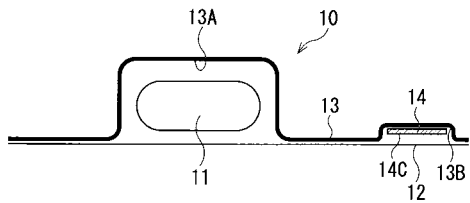
20

30

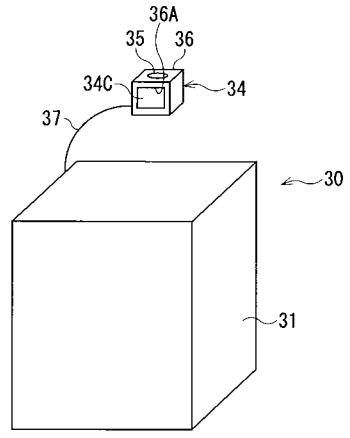
【図 1】



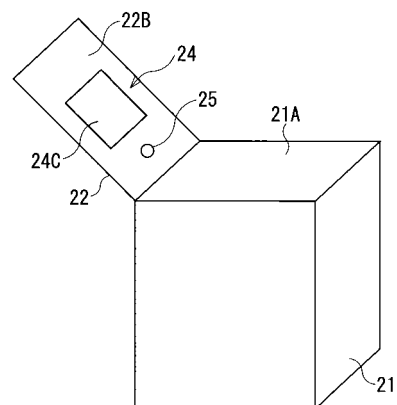
【図 2】



【図 4】



【図 3】



【図 5】

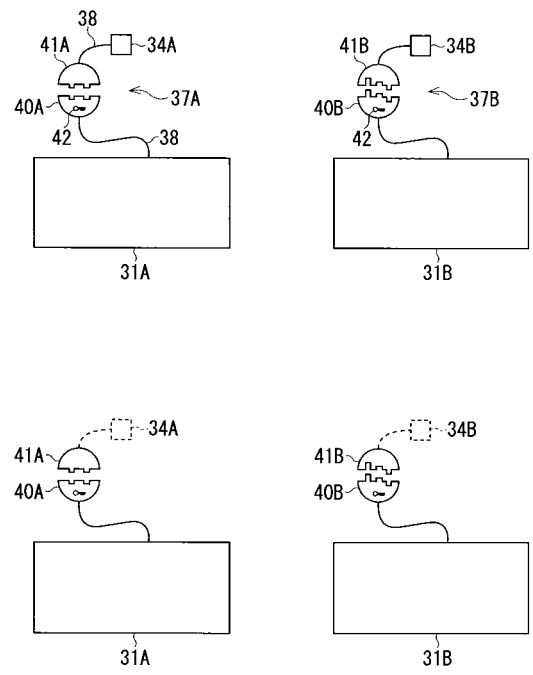


Figure 1 is a perspective view of a container 50 for a medicine. The container includes a lid 52 and a body 50A. The lid 52 has a label 53B with the following text: "風邪薬A (10mg)", "ロット番号: ABC123-X", and "投薬日: ____年 ____月 ____日". A barcode 54E is also present on the label. The lid 52 is secured by a cap 54D and a cap 54F. The body 50A contains ten compartments 53A, each containing a tablet 58. The compartments are arranged in two columns of five. The lid 52 is labeled 52, the body 50A is labeled 50A, and the entire container is labeled 50.

フロントページの続き

(72)発明者 松本 健太郎

東京都板橋区前野町 2 丁目 3 6 番 9 号 ペンタックス株式会社内

Fターム(参考) 4C061 GG13

4C081 AC11 AC16 BC02 DA16

专利名称(译)	储存体		
公开(公告)号	JP2008253472A	公开(公告)日	2008-10-23
申请号	JP2007098117	申请日	2007-04-04
[标]申请(专利权)人(译)	保谷股份有限公司		
申请(专利权)人(译)	HOYA株式会社		
[标]发明人	松本健太郎		
发明人	松本 健太郎		
IPC分类号	A61B1/00 A61B19/02 A61L31/00		
FI分类号	A61B1/00.300.B A61B19/02.505 A61L31/00.Z A61B1/00.C A61B1/00.650 A61B1/00.653 A61B50/30 A61B90/96 A61L31/00 A61L31/14		
F-TERM分类号	4C061/GG13 4C081/AC11 4C081/AC16 4C081/BC02 4C081/DA16 4C161/DD07 4C161/GG13 4C161/GG28 4C161/YY04 4C161/YY14		
代理人(译)	松浦 孝 野刚		
外部链接	Espacenet		

摘要(译)

要解决的问题：在没有任何错误的情况下在转录介质（例如医疗记录）上显示胶囊内窥镜的独特信息。ŽSOLUTION：该存储器10设有底座12，存储盖13和作为转录装置的自墨橡皮图章14。存储盖13具有第一和第二凹陷部分13A和13B。第一凹部13在其内部存储胶囊内窥镜11。第二凹陷部分13B在其内部存储自上墨橡皮图章14。自墨橡皮图章14具有标记面14C，该标记面14C具有规定的字母和条形码形状。规定的字母和条形码表示胶囊型内窥镜11的唯一信息。从基座12上剥离存储盖13，露出自墨水橡皮图章14的标记面14C。标记面14C被带入与转录培养基（如病历和管理分类帐）联系，将规定的字母和条形码转录到转录培养基上。Ž

